

○ 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十九号）

改 正 案

現 行

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」、又は「デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

2・3 （略）

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第二十四条 法第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に

（定義）

第一条 この府令において「有価証券」、「有価証券の募集」、「有価証券の売出し」、「発行者」、「金融商品取引業」、「金融商品取引業者」、「目論見書」、「認可金融商品取引業協会」、「金融商品市場」、「金融商品取引所」、「取引所金融商品市場」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引」又は「外国市場デリバティブ取引」とは、それぞれ金融商品取引法（以下「法」という。）第二条に規定する有価証券、有価証券の募集、有価証券の売出し、発行者、金融商品取引業、金融商品取引業者、目論見書、認可金融商品取引業協会、金融商品市場、金融商品取引所、取引所金融商品市場、「デリバティブ取引」、「市場デリバティブ取引」、「店頭デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引をいう。

2・3 （略）

（取得又は保有の態様その他の事情を勘案して取得又は保有する議決権から除く議決権）

第二十四条 法第百六十三条第一項に規定する取得又は保有の態様その他の事情を勘案して内閣府令で定めるものは、次に掲げる株式に

係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第五十九条第一項第十四号ロ(3)及び第六十二条第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十三 (略)

十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 業務等に関する重要事実を知る前に締結された特定有価証券等に係る売買等に関する書面による契約の履行又は業務等に関する重要事実を知る前に決定された特定有価証券等に係る売買

係る議決権とする。

一 (略)

二 有価証券関連業（法第二十八条第八項に規定する有価証券関連業をいう。第六十二条第二号において同じ。）を行う者が有価証券の引受け（法第二条第八項第六号に規定する有価証券の引受けをいう。）又は売出し若しくは特定投資家向け売付け勧誘等を行う業務により取得した株式

三 (略)

(重要事実に係る規制の適用除外)

第五十九条 法第百六十六条第六項第十二号に規定する上場会社等に係る同条第一項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に締結された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する契約の履行又は上場会社等に係る同項に規定する業務等に関する重要事実を知る前に決定された当該上場会社等の特定有価証券等に係る売買等の計画の実行として売買等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～十三 (略)

(新設)

等に関する書面による計画の実行として売買等を行うこと。

口 業務等に関する重要事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

(1) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと。

(2) 当該契約又は計画が、法第百六十六条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供されたこと。

(3) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者（法第二十一条第一項に規定する第一種金融商品取引業（有価証券関連業に該当するものに限り、法第二十九条の四の二第十項に規定する第一種少額電子募集取扱業務のみを行うものを除く。））を行う者に限る。第六十三条第一項第十四号口(3)において同じ。）に対して提出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約の相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う売買等につき、売買等の別、銘柄、数、価格及び期日（デリバティブ取引にあつては、これらに相当する事項）が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること。

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十三 (略)

十四 前各号に掲げる場合のほか、次に掲げる要件の全てに該当する場合

イ 公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する書面による契約の履行又は公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する書面による計画の実行として買付け等若しくは売付け等を行うこと。

ロ 公開買付け等事実を知る前に、次に掲げるいずれかの措置が講じられたこと。

- (1) 当該契約又は計画に確定日付が付されたこと。
- (2) 当該契約又は計画が、法第百六十七条第四項に定める公表の措置に準じ公開され、又は公衆の縦覧に供されたこと。
- (3) 当該契約又は計画の写しが、金融商品取引業者に対して提

(公開買付け等に係る規制の適用除外)

第六十三条 法第百六十七条第五項第十四号に規定する公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に締結された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等に関する契約の履行又は公開買付者等の公開買付け等事実を知る前に決定された当該公開買付け等に係る株券等に係る買付け等若しくは売付け等の計画の実行として買付け等又は売付け等をする場合のうち内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇十三 (略)  
(新設)

出され、当該提出の日付について当該金融商品取引業者による確認を受けたこと（当該金融商品取引業者が当該契約の相手方又は当該計画を共同して決定した者である場合を除く。）。

ハ 当該契約の履行又は当該計画の実行として行う買付け等又は売付け等につき、買付け等若しくは売付け等の別、銘柄、数、価格及び期日（デリバティブ取引にあっては、これらに相当する事項）が、当該契約若しくは計画において特定されていること、又は当該契約若しくは計画においてあらかじめ定められた裁量の余地がない方式により決定されること。

2  
2  
4

（略）

2  
2  
4

（略）